

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第2棟の設置）に係る面談
2. 日時：令和4年8月24日（水）10時30分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

澁谷企画調査官、大辻室長補佐、松田室長補佐、新井安全審査官、高木技術
参与

原子力規制部 地震・津波審査部門

千明主任安全審査官

江寄企画調査官（テレビ会議システムによる出席）

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

福島第一原子力発電所 担当8名（テレビ会議システムによる出席）

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

担当10名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、放射性物質分析・研究施設第2棟（以下「第2棟」という）に関し、耐震評価の考え方について資料に基づき主に以下の説明があった。
 - 規制委員会の耐震クラス分類を判断する流れに従い、安全機能を失った際の公衆被ばく線量の評価を設備毎に行ったところ、コンクリートセル及び試料ピットが5mSvを超えたため、施設全体として耐震Sクラスとなる。
 - その上で、第2棟は設計が完了しており、設計を再実施する場合3年程度の期間が想定され運用開始が大幅に遅延する。従って、Ss900に対する耐震評価において建屋が終局状態に至らないと評価できた場合、その前提における線量評価がB+もしくはBクラスの範囲となるため、B+クラスの地震動を適用したい。
 - 今後、Ss900に対する耐震評価結果を9月中に説明したい。
- 原子力規制庁は説明を受けた内容について主に以下のコメント等を伝えた。
 - インベントリに応じ安全機能が喪失した状態で線量を評価した上で耐震クラス分類を設定し、その後設計の進捗状況等を勘案して適用する地震動を決定するという流れは、大筋で規制委員会の了承した流れに沿っているものの、スライド8ページの記載は耐震クラス分類を2度行うとの誤解を招く表現であり、表現の修正とともに耐震クラス分類した各設備に適用する地震動と応力評価基準等を整理し直して説明すること。
 - 建屋、コンクリートセル等についてSs900に対して設計余裕度を考慮した耐震評価結果となっていることを説明すること。
 - 線量評価の条件として、「試料ピットは堅牢な構造であり形状は維持されるため、臨界に達するおそれはない」としていることについて、耐震性の観点から根拠を説明すること。
 - 線量評価の条件として、「※1 遮蔽機能は1か月（30日）で復旧できると想定」、「※4 液体状の放射性物質の漏えい時の気相への移行率0.02%」と

- している根拠を説明すること。
- セル・グローブボックス用換気空調設備の線量評価の条件として、排気配管内の放射性物質の放出のみを考慮していることは換気空調設備がセル・グローブボックスと接続していることから適切でなく、セル・グローブボックス内からの放射性物質の放出を考慮すること。
 - 設計の再実施によって3年程度運用開始が遅れることが廃炉工程に影響するとしていることについて、デブリ分析の必要性等から具体的に説明すること。

6. その他

資料：

- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について(第2棟の状況について)

以上